

1 学校での病気・けが

(1) 保健室では

- ★生徒の健康・発育状態の把握
- ★傷病の応急処置、救急看護
- ★生徒の健康相談と保健指導

を主に行っています。

(2) 保健室利用に際して

- ①内服薬は使用しません。
- ②保健室で行う処置は、応急処置とし原則として継続した処置はできません。
- ③保健室での休養は原則として 1 時間～2 時間とし、回復が見られない場合は早退の措置をとらせていただきます。なお、休養せずに早退をさせる場合もあります。

(3) 緊急時の連絡体制について

学校内でのけが・病気・早退などの際は学校から連絡させていただきます。

入学時に身上調査書などで「緊急連絡先」をお知らせいただいておりますが、携帯電話などの場合、連絡がつきにくいことがあります。勤務先の連絡先も必ずお知らせください。（保護者の勤務先が分からない生徒もいますので、必ず親子で確認をしてください。）

(4) 日本スポーツ振興センターについて

本校では、生徒の不慮の災害に備えて、日本スポーツ振興センターに加入しています。これは、在学中に学校管理下で起こった災害（負傷・疾病など）において、その治療費等の給付を受けることのできる制度です。（詳しくは同意書をご参考ください）

(5) アレルギー疾患について

アレルギー反応に起因する病態には、気管支喘息や食物アレルギー・アナフィラキシーのように緊急の対応を要する疾患があります。

入学時保健調査票及びアレルギーに関する調査票を配布しますので提出をお願いします。ご記入の際には、アレルギー疾患対応が必要かどうかご家庭で検討してください。

特に食物アレルギーがあり、対応が必要な場合は「学校生活管理指導票（アレルギー疾患用）」を渡しますのて学校への提出をお願いします。

(6) 感染症と出席停止

以下の病気は出席停止となる感染症です。かかった場合、学校に報告してください。また、登校する際には、所定の用紙「登校許可書」が必要となります。用紙は、保健室や事務室にあります。また、学校のHPからもダウンロードできます。連絡時にご相談ください。

【主な感染症と停止期間】

インフルエンザ	→ 発症後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日経過するまで。
百日咳	→ 特有の咳が消失するまで。または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
流行性耳下腺炎	→ 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
風疹	→ 発疹が消失するまで。
水痘	→ すべての発疹が痂皮化するまで。
咽頭結膜熱	→ 主要症状が消退した後 2 日を経過するまで。
結核	→ 感染のおそれなくなるまで。
髄膜炎菌性髄膜炎	→ 感染のおそれなくなるまで。
腸管出血性大腸菌感染症・コレラ・細菌性赤痢・腸チフス・パラチフス	→ 感染のおそれなくなるまで。
流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎	→ 感染のおそれなくなるまで。
その他の感染症	→ 感染のおそれなくなるまで。

(7) 新型コロナウイルス感染症について（2020年11月現在）

学校では、地域の感染状況を踏まえ、感染拡大がないよう予防対策を実施しています。

①感染源を絶つこと

- 1) 健康観察の徹底（検温・健康状態の報告）
- 2) 出席停止の取り扱い

生徒の感染が判明した場合または生徒が濃厚接触者に特定された場合には、学校保健法第19条の規定に基づく出席停止の措置を取ります。

なお、濃厚接触者に対して出席停止の措置をとる場合の出席停止期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間とします。

②感染経路を絶つこと

マスク・手洗い（自分用ハンカチ・タオル）・清掃、消毒

③抵抗力を高めること

免疫力を高めるため「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスの取れた食事」を心がける。

2 生徒会活動について

部活動や委員会活動を含む生徒会の活動については、オリエンテーションで説明します。生徒会が主催する行事や予算については、4月の生徒総会で審議・決定します。

3 各種証明書申込みについて・・・事務局で行います。場所：管理棟1階

- (1) 在学証明書、在寮証明書、身分証明書再発行、学生割引証、通学証明書等の申込みは事務局窓口で行ってください。
- (2) 申込み、受取りは月曜日から金曜日の8:30～17:00までです。
- (3) 申込みから発行まで2・3日かかります。春・夏・冬休み前は申込みが混み合い、受取り希望日に間に合わないことがあるので余裕をもって申請をしてください。
- (4) 在学(在寮)証明書(300円)、身分証明書再発行(1000円)など発行手数料がかかります。管理棟ロビーの券売機で証紙を購入し申請用紙に添付して事務局に提出してください。
- (5) 通学証明書の申請区間は学校の最寄駅から自宅最寄駅までの区間です。また、習い事等通学以外の目的での定期券購入には通学証明書の発行はできません。

4 図書館

(1) 開館時間

- ①図書館は、月曜日～金曜日の午後12時20分より午後7時まで開館します。
- ②前項の開館時間は、必要に応じて臨時に変更することがあります。

(2) 休館日

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| ①土曜日・日曜日・国民の休日 | ②本校創立記念日（6月3日） |
| ③夏期・冬期及び春季休業中の係の定める期間 | ④その他、特に必要と認めた日または期間 |

(3) 入館・退館

- ①図書館入館者は図書館利用申請簿に必要事項を記入し入館・退館をしてください。
- ②図書館資料利用のため入館しようとする者は、身分証明書を携行し、係が求めたときは提示をしてください。

(4) 複写

- ①閲覧者は、係の許可を得て図書館資料等を複写することができます。
その場合、文献等複写申請簿に必要事項を記入し、複写機を使用してください。
- ②複写機の使用料は、2色印刷まで1枚10円・フルカラー印刷は1枚50円となります。

(5) 館外貸出

- ①利用者は、図書館資料を館外に貸出許可を受け帯出して利用することができます。
ただし、1回の貸出は3冊以内かつ1週間以内とします。また手続き時に身分証明書を提示してください。
- ②館外貸出手続きは原則として月曜日～金曜日の閉館時間の30分前までに行ってください。
- ③貸出期間の更新は1回に限りすることが出来ます。この場合、利用中の資料(図書)および身分証明書を持参して手続きを行ってください。
- ④貴重図書・参考図書・館内用図書・逐次刊行物(雑誌・新聞等)その他、系の指定した資料は、特に係が認めた場合を除き、館外に帯出できません。
- ⑤係が、特に必要があると認めた場合、返却期日前であっても資料(図書)の返却を求めることがあります。
- ⑥館外貸出を受けた図書の又貸しは厳禁とします。

(6) その他

- ①館内への飲食物の持ち込みおよび、館内での飲食は厳禁です。
- ②図書館利用秩序を著しく乱した生徒は、警告または利用禁止とします。

5 生徒心得(細則)

山梨学院高等学校生徒として、日常守らなければならない心得を次のように定めます。

(1) 基本生活について

常に本校生徒としての自覚を持ち、社会規範を守り、良識ある行動を取るよう心がける。
登下校においては交通ルールを守り、安全確保に努める。

(2) 校内生活について

- ①登校は、SHR開始の5分前(8:30)とし、下校は午後5時(土曜日は午後1時)までとする。
ただし、教育上必要と判断される場合は、学校長に下校の延長許可を受ける。
- ②HR・各教科の開始時間に遅れて入室した者は遅刻扱いとする。
正当な理由のない遅刻について、次の回数に達した者に対し以下の指導を行う。
3回：学年主任からの厳重注意 5回：生徒指導主任による厳重注意 10回：保護者を召喚
欠席・欠課・遅刻をした者、早退する者は、本手帳にその理由を記入し原則として担任に提出をする。
ただし、病気による欠席が1週間以上にわたる場合は、所定の欠席届を提出する。
また、定期試験を欠席した者は医師の診断書・証明書を添えて欠席届を提出する。
- ③身分証明書は常に携帯する。
- ④校舎・教員等公共物を大切にし、常に環境美化に努める。
- ⑤昼食は所定の時刻に、所定の場所とする。また許可なく校外へ外出しない。
- ⑥頭髪・服装は清楚・端正であるよう心がける。(細則※1, 細則※2, 細則※3)
- ⑦学用品以外の持参は禁止する。(細則※4)
- ⑧自転車通学は許可制である。自転車通学する者は、防犯登録・任意保険等に参加した上で、許可願にて申請し許可を受けること。
自宅・学校間、自宅・最寄り駅間は、分けて申請する。
許可を受けた者にはステッカー(実費)を発行するので、それを自転車に貼付すること。
学校の駐輪場では決められた場所に駐輪すること。
雨天時は雨合羽を着用し、傘差し運転は禁止する。また、駐輪に際して、防犯のため二重に施錠すること。
- ⑨教科書等の教材は自宅に持ち帰り、予習・復習に努める。
- ⑩伝達・掲示物等に留意すること。諸届・提出物等は所定の期限を守ること。
- ⑪集会・団体活動等は届出をして、学校長の許可を得てから行う。
- ⑫「公職選挙法」に係る選挙活動・政治活動等の一切を禁止する。
- ⑬校内に掲示物を掲示する場合は、生徒指導主任を通じ学校長の許可を得て行う。

(3) 校外生活について

- ①外出する際は、行先と帰宅時間を家族に告げ深夜の外出はしない。
- ②学校で禁止している遊戯場・飲食店等への出入りはしない。
- ③アルバイトは原則禁止する。
- ④運転免許の取得は原則禁止する。
- ⑤ソーシャルメディア等の利用について次の行為等を禁止し、違反の場合は厳罰に処す。また、これに関する指導基準を別に定める。
 - ア 他人等に対する中傷行為等（個人および学校の名譽を傷つける行為もこれに含む）。
 - イ 法に触れる行為等。

《 細則 》

※1 <頭髪・その他について>

- ①男子の頭髪は、耳・襟・目にかからない様にする。女子は活動にあわせて縛る。
- ②以下の事項を禁止する。
 - ア 整髪料の使用、特異な髪形及び頭髪の加工
(染毛・脱色・パーマ・カール・エクステンション・ツーブロック等)
 - イ 化粧及び装飾品等の着用
(ピアス・指輪・マニキュア・ネックレス・ブレスレット・つけめ・つけまつげ・カラーコンタクト等)

※2 <服装等について>

- ①制服は、加工してはならない。
- ②スカート丈については、直立姿勢で、すそが膝の中心にかかること。また、スカートのすそを加工したり腰部で折るなど詰めてはならない。スカートにベルトを使用してはならない。
- ③ズボンにはウエストでベルト（黒色・紺色とする）を締め、すそを引きずらないこと。
- ④ソックスの着用について、女子は学校指定のソックス、男子は年間を通して無地の白色のソックスとする。女子については、冬服時は紺色、夏服時は白色とする。なお冬服時に黒いタイツ（無地に限る）を着用する場合はソックスは着用しなくてもよい。
- ⑤冬服の着用期間は10月から5月とし、夏服は6月から9月とする。
なお制服の移行に際し、移行期間（夏服・冬服の併用を認める期間）を設ける。
- ⑥夏服着用時は制服または学校指定のポロシャツ（白・紺）を着用する。
ただし、行事・式典等では、制服（ソックス含む）の着用について指示する場合があるので、それに従うこと。
- ⑦夏服着用時にサマーセーター・ニットベスト、冬服時にセーターを着用する場合は、学校指定のものまたは無地のものとする。無地とは、色は黒・グレー・紺・白で、Vネックとする。また編み込み・ライン・ポケットの無いものとする。2cm程度のワンポイントは可とする。セーター着用期間は通年とするが、行事等で制限する場合がある。また、校内でセーターを着用し活動してもかまわない。ただし、登下校時は制服を着用すること。
- ⑧カーディガン類の着用・パーカー類を制服の下へ着用することは禁止する。
- ⑨セーターを着用する際は、制服の袖やすそからはみ出さないようにすること。
- ⑩コートについては、学校指定・応援コート及びそれに準ずるものとする。また部活動で登録しているジャンパーの着用を認める。防寒具等の着用は華美にならないようにする。
- ⑪通学用靴は黒の革靴に限り、スウェード等は認めない。
- ⑫通学用靴は学校推奨靴を所持すること。ただし、加工してはならない。また、通学の形態や天候等に応じて学校推奨以外の靴を所持しても良い。ただし、特異な形状の物、華美な物、加工した物は禁止する。
- ⑬体育着は学校指定のものとする。
- ⑭上履き、体育館履き、グラウンド履きは学校指定の物とする。ただし、グラウンド履きは履き慣れたものの使用も認める。体育館及び武道館は専用の体育館履きを使用する（体育館履きの使用は体育館及び武道館のみとし、他の場所で使用しないこと）。

※3 <制服の転売、譲渡について>

制服（応援コート・体育ジャージ含む）を転売（インターネットオークション等を含む）・譲渡することは禁止する。ただし譲渡について以下の場合は、審議し許可することがある。

①兄弟や姉妹間等の譲渡

- ア 保護者は譲渡の理由を添えて申請する。
- イ 学校は、理由・制服等の状況（加工されていないこと、体型に合っていること等）を確認し、審議する。
- ウ 譲渡後、制服等の名札は取り替える必要はないが氏名は書き改める。

②他人間の譲渡は原則禁止する。ただし、経済的な理由等がある場合は、申請を受け付け審議する。

- ア 保護者は譲渡の理由を添えて申請する。
- イ 学校は、理由・制服等の状況（加工されていないこと、体型に合っていること等）を確認し、審議する。
- ウ 譲渡後、制服等の名札は指定業者に学校経由で取り替えてもらうこと（実費は該当者が負担する）。
- エ 新しい名札に記名すること。

※4 <情報端末及び携帯電話等について>

学校の敷地内・付属施設での使用は禁止する。また、学外での学校行事に際しての使用は、要項・教員の指示に従うこと。違反の場合には、端末機をあずかり保護者を通じ返却する。再三に及び者は懲戒規定第15条を適用する。

（4） 非常時の心得

地震や火災等、非常事態が発生した場合は、あわてずに心を落ち着けて行動しましょう。

①校内で発生したとき

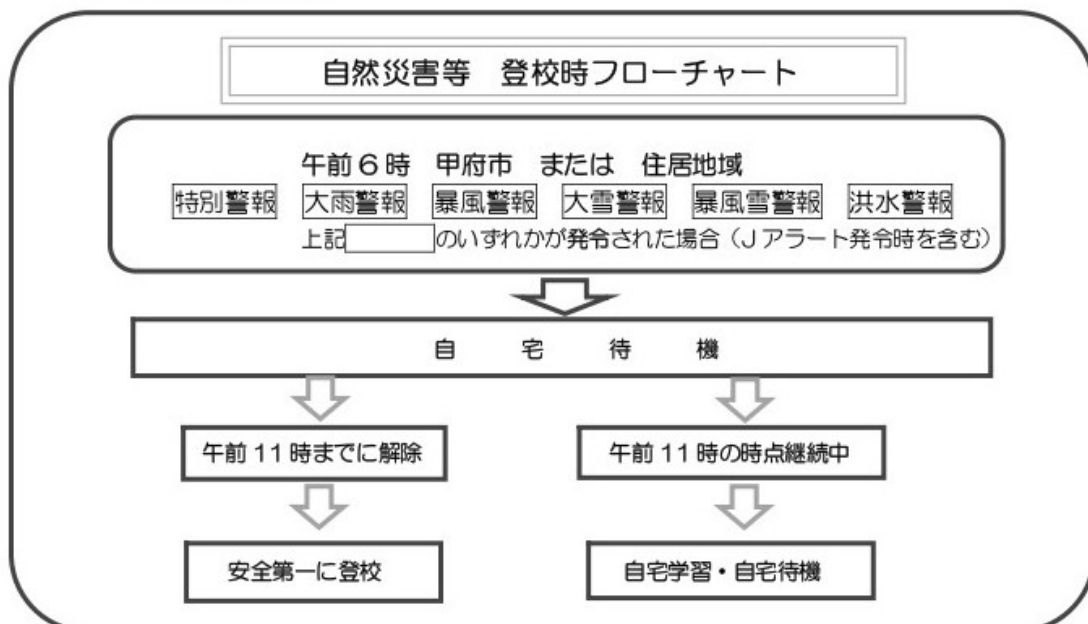
- ア 知らせがあったら、よく聞いて授業中はその担当の先生、その他の場合は近くにいる先生方の指示に従うこと。
- イ 特に指示のない場合は前庭に集合する。
- ウ 生命の尊重が最も大切なことなので、出来るだけ速やかに安全な所まで避難する。

②校外で発生したとき

- ア 市街にあっては出来るだけ広い場所（公園等）や定められた避難場所へ移動する。
- イ 郊外にあっては、川や山の崖近くからは速やかに移動する。
- ウ 近くに警察官・消防署員・市町村職員・公共交通機関乗務員等がいたら、その指示に従うこと。
- エ 流言等にはまどわされず、冷静な行動を心がけること。

（5） 自然災害等における登校について（台風・大雨・大雪・交通機関・Jアラート発令関係）

午前6時の時点でテレビラジオ及び気象庁のホームページの情報を生徒・保護者が確認し、下記のフローチャートに従って判断する。



- ① 午前 6 時以降、登校途中に「警報」が発令された場合は以下の通りとする。
- ア 安全に帰宅できると判断した場合は、安全に留意して帰宅すること。
 - イ 学校に登校した場合は学校で待機させ、以後の対応は学校長の判断によって安全確保に必要な措置を講ずる。
- ② 通常午前 6 時以前に家を出て登校している生徒は、その当日に限り午前 6 時の状況を確認の上判断して行動する。
- ③ 自然災害により交通機関に影響が出た場合について
自己の利用する公共交通機関が不通の時は、自宅学習(自宅待機)とする。
- ④ 「南海トラフ地震等発生」の予知情報について
テレビ・ラジオ・その他公共機関の報道で「警戒宣言」が発令された場合、又は学校長が判断した段階で次のように対処する。
- ア 在宅時………休校とする。
 - イ 登下校時………直ちに安全な場所へ避難すると共に、必ず安否確認の報告を家庭と学校の双方へ連絡する。
 - ウ 在校時………授業を中止し、安全面を考慮の上学校長判断とする。

保護者の皆様へ

- ☆登校時に「特別警報」「大雨警報」「大雪警報」「暴風警報」「暴風雪警報」「洪水警報」(Jアラート発令時)のいずれかが発令された場合、生徒の安全確保を第一と考え上記のような処置を取りたいと思います。
- ☆大雨・大雪により足元の状態が悪く歩行の際に安全が確保できない場合は、指定以外の靴での登校を認めておりますので、ご家庭でご判断ください。
- ☆ご家庭においてもテレビ・ラジオなどにより情報を把握してください。

6 ソーシャルメディアに関する指導基準

(1) 書き込み行為

- ① ホームページやブログ等に個人を特定できるような内容を書き込むことを禁止する。
- ② 友人・他人の情報を勝手に載せることを禁止する。

以上の内容を記述した者は、記述内容を削除させ指導する。

(2) 学校や他人を傷つける行為

学校の名譽を傷つける、また他者を誹謗・中傷するような表現を禁止する。

以上の内容を記述した者は、違反事項の程度に応じ、厳重注意を始めとして懲戒規定の第 10 条から第 16 条を適用する。

(3) 生徒心得の違反行為

生徒心得の違反行為を記述したり、違反行為の写真を掲載した者は、違反事項の程度に応じ厳重注意を始めとして懲戒規定の第 10 条から第 16 条を適用する。

(4) 注意事項

★ ソーシャルメディアは世界につながっています。

一度インターネット上に掲載された情報は完全に削除することはできません。あなたが書き込んだ内容はこの瞬間も誰かにコピーされているかもしれません。公開範囲を限定してもその危険性があります。世界中の人に情報発信をしていることを理解し、覚悟を持って利用してください。利用は自己責任です。

★ 個人情報の記載は特に注意しましょう。

個人名・住所・年齢・性別などの記載は特に気をつけましょう。写真は個人が特定されますので注意が必要です。特に、日記などに自分の情報が他人が分かる記述で残っていた場合、将来にわたって参考情報として見られる可能性があることを覚悟しましょう。進学や就職時などに不利益となる恐れもあります。

★ 無視(スルー)する気持ちを持ちましょう。

ソーシャルメディアは文字だけのやり取りですので、友達の感情が分からず悩むときもあるでしょう。ときには無視(スルー)する勇気を持ちましょう。

★ 会ったことのない人とのコミュニケーションは気を付けましょう。

その人は本当に信用できる人間ですか？ 知らない人とコミュニケーションをする際は現実社会よりも慎重に判断しましょう。会うことは危険なことです。

★ 法律は守りましょう。(なりすまし行為(詐欺行為)や不正アクセスなど……)

現実社会でやってはいけないことは、ソーシャルメディア上でもしてはいけません。

★ 困ったら相談しましょう。

ソーシャルメディアに書き込んでいいか判断に迷ったら、親や先生・友達に相談しましょう。またソーシャルメディアによって傷ついたり悩んだときもすぐに相談しましょう。

インターネットサイト監視について

ICT(Information and Communication Technology)分野は日進月歩で発展を続けてきており、私たちの暮らしを便利でより良くしているといえます。しかしながら、SNS(Social Networking Service)などの登場により、生徒を取り巻く環境も近年これまでにないスピードで変化しています。その中で、全国的にいじめや依存など多くの問題が報道されています。本校では外部の機関と提携しインターネットサイトの監視を開始いたしました。例として、写真やメールアドレスなどの個人情報流出・他人や学校に対する誹謗中傷・不適切行為の投稿・出会い系サイト・いじめの記述等を監視していきます。また、生徒がスマートフォンやパソコン等の適切な使用ができるように学校での指導も継続していきます。つきましてはご家庭でも使用する上での約束事を確認し、生徒が安全で豊かな生活を送れますようご指導をお願いいたします。

7 懲戒規定

第1条 〈懲戒の種類〉 学則第26条に基づき、懲戒規定を定める。

懲戒の種類は、「退学」・「停学」・「謹慎」及び「訓戒」とする。

第2条 〈退学〉 退学は本人の学籍を抹消する。

第3条 〈停学〉 停学は5日以上20日以内（5日以内、10日以内、20日以内）とする。

第4条 〈謹慎〉 謹慎は「家庭謹慎」及び「登校謹慎」とし、3日以内とする。

「家庭謹慎」は停学に準じてこれを行う。

「登校謹慎」は本人を登校させ、別室にて教育指導を行う。

第5条 〈訓戒〉 訓戒は次の3つ「校長訓戒」「副校長訓戒」「生指訓戒」を定める。

第6条 〈懲戒処分規定〉 生徒を懲戒処分する場合は、生徒指導主任の発議に基づき、カンファレンスの議を経て学校長がこれを決定する。

第7条 〈処分申し渡し〉 処分の申し渡しは学校長より本人及び保護者に対してこれを行う。

停学及び謹慎処分の期間中担任及び学年主任は家庭訪問をし、その生徒の指導（家庭学習・反省・行動日誌等）及び相談にあたる。また、期間中行動を慎むよう指導する。

第8条 〈未決停止〉 違反行為者は学校長の責任によりその内容、状況により処分決定の時まで登校停止をすることができる。但し、未決停止の日数はその全部を本戒に算入する。

第9条 〈期間計算〉 期間計算は登校停止の日より起算する。

罰 則

第10条 〈退学処分①〉 学則第26条に基づく各号の一つに該当する者はカンファレンスの議を経て学校長の決定により退学とする。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当の事由がなくて出席常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第11条 〈退学処分②〉 下記各号の一つに該当する行為を為したる者は退学とする。

- 一 窃盗及び強盗行為
- 二 恐喝、暴行、傷害行為
- 三 暴走（族）行為
- 四 劇物・薬物取締法違反行為
- 五 その他重要な社会的法益を犯した者

第12条 〈有期停学①〉 下記各号の一つに該当する行為を為したる者は20日以内の有期停学とする。（但し反省のない場合は、期間を延長することもある）

- 一 無免許運転行為
- 二 性的逸脱行為

第13条 〈有期停学②〉 下記各号の一つに該当する行為を為したる者は10日以内の有期停学とする。（但し反省のない場合は、期間を延長することもある）

- 一 学内外及び公共の器物を故意に損壊した者
- 二 無届けの免許取得をした者
- 三 不良交遊
- 四 飲酒・喫煙行為

第14条 〈有期停学③〉 下記各号の一つに該当する行為を為したる者は5日以内の有期停学とする。（但し反省のない場合は、期間を延長することもある）

- 一 試験不正行為
- 二 交通違反行為
- 三 無断アルバイト

第15条 〈謹慎〉 下記各号の一つに該当する行為を為したる者は3日以内の謹慎とする。

- 一 正当な理由なく無断欠席をして遊び歩いている者
- 二 服装違反にて訓戒処分を受けても反省のない者
- 三 生徒心得各号の一つに該当する行為で、再三注意を受け訓戒処分を受けても反省のない者
- 四 学校で禁止している遊戯場等に入入りした者
- 五 無断外泊もしくは家出をした者

第16条 〈訓戒〉 下記各号の一つに該当する行為を為したる者は訓戒処分とする。

（内容の軽重により第5条中の一つを適用する）

- 一 生徒心得各号の一つを遵守しない者
- 二 欠席・欠課・遅刻・早退等の多い者
- 三 その他、生徒指導上学校で注意・処分を必要とする行為をした者

第17条 〈没収・弁償〉 学校規定（指定）以外の物を持参して登校した場合は、その物を没収し原則として返却しない。第13条の一項に該当する行為をした者は弁償の責を負う。

加重・軽減

第18条 〈再犯加重〉 前に懲戒処分を受けた者が、処分を解除された日より1ヶ年以内に再び懲戒を受ける行為をした場合、その行為に対し定めた罰則の二倍以内を加える。但し、第12条規定行為に違反した者はカンファレンスに図り反省度・情状の余地のない場合は退学とする。三度目には退学に処する。

第19条 〈競合〉 一つの行為で複数の規定に触れる場合は、重い規定で処分する。

第20条 〈軽減〉 学校長は罰則の各条規定に拘束されことなく特別裁量権を有し、教育上必要と認める場合は処分変更もしくは軽減決定権を有する。カンファレンスで審議の上、本人の反省度・情状に値する場合は、特例をもって学校長の許可のもとで処分の軽減をすることができる。

8 山梨学院いじめ防止基本方針

第1条 目的

この方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）及び、これを受けたいじめ防止対策推進法施行条例の趣旨を踏まえ、すべての生徒および教職員が、学校の内外を問わず、いじめのない環境づくりに取り組むことを目的とした基本的な方針である。

第2条 建学の精神に基づいた取り組み

本校は「智と情と勇をそなえた人間の育成」の理想のもとに設立した学校であり、品格品性に富む豊かな心を涵養し、気魄をもって広く世界に知を求め、輝かしい未来を拓くたくましい人材の育成という建学の精神に基づき、いじめを含む全ての生徒が直面する問題と向き合い、いじめを放置せず、隠蔽せず、いじめの予防・解消に向けて真摯に取り組むことをここに宣言する。

第3条 対応の指針

- 1 本方針は、生徒の直面する問題がいじめに当該するか否かを問わず、本方針に基づく対応が適切と思われる事案全般の対応の指針とする。
- 2 本方針に基づく対応に当たってはいじめが重大な人権侵害でありながら、社会共同生活の様々な場面で起こり得るという社会の実情を踏まえ、前条の理念に基づき、生徒が将来、いじめという方法を用いることなく社会共同生活を行い、またいじめ被害に遭った場合には、適切に支援を求めることができるような力をつけるための教育を第一に考えることとする。

第4条 学校の責務

- 1 本校及びその教職員は、すべての生徒が、いじめ等のない環境において安心して学習その他の活動に取り組むことができるようにするため、該当学校に在籍する生徒等の保護者、地域住民、児童相談所その他と連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、該当学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に、これに必要な指導及び支援をする責任を有する。
- 2 前項の規定は、いじめ以外の理由により困難に直面している生徒への対応についての学校及び教職員の責務を免除するものではなく、学校及び教職員は、生徒の直面する困難の名称いかんにとらわれることなく必要な指導及び支援をする責務を有する。

第5条 いじめ等の当事者に対する対応

- 1 いじめ等の当事者に対しては、それぞれ平穏な学習環境、学校生活の構築を考え、出席の取扱いについて柔軟に対応し、当該問題への対応が、関係生徒の将来に無用の影を落とさないように配慮する。
- 2 いじめ等の当事者の保護者に対しては、適宜情報交換をして、前項の目的を達成するために必要な協力・支援をする。

第6条 いじめの防止等の対策組織

- 1 いじめの防止等の取り組みについては、いじめ防止対策委員会が所管する。
- 2 校長は、必要に応じていじめ防止対策委員会の構成員及び校長が指名する者を加えた、いじめ防止等の対策に関する拡大会議を設けることができる。

第7条 いじめ防止等の対策組織の取り組み

- 1 前条に定める組織は、いじめの防止等に向けた以下の取り組みを実施するために必要な措置を講じる。
 - 一 生徒に対する定期的な啓発活動
 - 二 生徒に対する定期的な調査
 - 三 教職員の資質向上のための研修
 - 四 そのほかいじめの予防・対応に関する必要な事項
- 2 校長は、前項の取り組みの内容及び結果について、年に1回以上、理事長に報告しなければならない。

第8条 いじめ等に対する対応

- 1 本校の生徒に対するいじめの存在を疑う事情がある場合、教職員はいじめ防止対策委員会に対し、必要な報告をする。
- 2 いじめ防止対策委員会は、前項の報告等により、本校の生徒に対するいじめを把握した場合、その対応に必要な調査その他対応をする。
- 3 いじめ防止対策委員会は前項の調査結果を踏まえ、関係者に対して必要な指導及び支援をする。
- 4 いじめ防止対策委員会は必要に応じて、前二項の内容及び結果を校長に報告する。
- 5 懲戒が必要となる場合には、懲戒規定に合わせて対応する。

第9条 重大事態への対処

- 1 校長は、いじめ防止対策推進法第28条の趣旨を踏まえ、重大事態の発生を疑うべき事情が存在する場合、理事長および山梨県の関係機関に対し、速やかに報告することとする。
- 2 学校は、重大事態への対応に当たり、必要に応じて、警察その他の関係機関及び法律・福祉・心理の専門家の協力を得るなどし、適切かつ迅速な対応をとることとする。

第10条 改正

本方針は、その目的を達成するため常に見直しをして、より適切なものに改正していくこととする。

附則

第1条 本基本方針は、平成29年4月1日より、効力を有する。

9 施設・設備の破損に関わる弁償について

生徒が施設・設備を破損した場合、破損が発生した状況によっては、保護者に弁償を求めることがあります。弁償に該当するのは、生徒が故意に破損した場合、教員の事前指導・学校のルール等を守れずに破損した場合に限られます。(7 懲戒規定 13条・17条参照)

10 PTA活動

本校のPTAは、昭和55年4月、会則を決定し活動を開始して今日にいたっています。本会の目的は、本校の教育目標に基づき学校運営に協力し、会員相互の教養と親睦を深め、家庭・学校間の緊密な連携を保つことにあります。

その目的達成のために、

- | | |
|----------------|----------------|
| ①校外における生徒の生活指導 | ②学校の施設運営に関する事業 |
| ③会員の研修または調査の助成 | ④生徒の奨学に関する事業 |
| ⑤会員の福利厚生に関する事業 | ⑥その他必要な事業 |

等を行っています。

なお、本会の会費は、月額1000円(2020年実績)です。

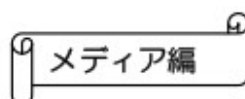
11 授業料の納入

授業料等の納入は銀行口座より引き落としさせていただきます。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 取扱銀行 | 山梨中央銀行 本・支店 甲府信用金庫 本・支店 |
| (2) 手続き | 「学校納付金等預金口座振替依頼書」に必要事項を記入し、銀行において手続きをしてください。 |
| (3) 引落日 | 毎月10日(10日が土・日・祝日の場合は以降直近の平日)
※再振替20日(20日が土・日・祝日の場合は以降直近の平日) |
| (4) 引落のお知らせ | HP上のweb連絡帳(諸連絡)より確認いただけます。 |

12 貸与奨学金について

奨学金は保護者の居住地（住民票に記載されている住所地）の都道府県奨学会が取り扱うことになっております。それぞれの申込み時期や金額等内容が異なりますので、希望する場合は入学・進級後または貸与を受けたい事由が発生した場合など、機会を逃してしまうことのないように、できるだけ早く事務局にお申し出いただき、ご相談ください。



ホームページ
QRコード



1 本校ホームページ

○ URL <http://www.yghs.ed.jp/> ※モバイル対応

○ 内容 教育活動の紹介、学校生活の写真の掲載、WEB連絡帳（保護者限定ページ）など

* WEB連絡帳とは本校の行事予定やお知らせをご覧いただけるページです。

新入生には「WEB連絡帳」「緊急携帯メール」利用のための、ID、パスワードを配布します。

2 公式アカウント

Facebook、Twitterの公式アカウントを所有しています。

3 メディアへの生徒の写真掲載

本校では生徒の写真をパンフレット・ホームページなどに掲載します。それに伴い、入学時に写真掲載についての承諾をいただいております。

＜参考＞ ※写真掲載があるもの

- | | | |
|----------|-------------------|----------|
| ・本校の学校案内 | ・生徒募集関連のチラシ及びポスター | ・ホームページ |
| ・テレビ番組 | ・新聞や雑誌の取材記事 | ・学術本（論文） |

4 緊急時の連絡方法

個人情報保護法の施行に伴い、クラス内での「緊急連絡網」は作成していません。緊急時には緊急度別に情報を発信します。以下の方法で情報をご確認ください。

	想定される事態	緊急携帯メール	ホームページ	Twitter Facebook
緊急度A	生徒の生命に関わる災害発生時（大地震・噴火・火災など）	○	○	○
緊急度B	学校運営や安全に関するお知らせ（臨時休校・学級閉鎖、行事の中止、事件・不審者情報など）	○	○	○
緊急度C	登下校や日課に関するお知らせ（公共交通機関の不通、日課の急な変更など）	○		